

◎新潟県告示第713号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第16条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する新潟県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）から、次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成29年6月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 登録養成施設の名称  
新潟大学農学部農学科「食品衛生コース」
- 2 変更内容  
登録養成施設の名称  
（変更前）新潟大学農学部応用生物化学科「食品衛生コース」  
（変更後）新潟大学農学部農学科「食品衛生コース」
- 3 変更年月日  
平成29年4月1日